

地域経済牽引事業の促進区域における 不動産取得税の課税免除について

事業者のみなさまへ

～～ 目 次 ～～	ページ
I 課税免除の概要	1
II 申請書類の記載要領及び記載例	
1 課税免除申請書の記載要領	3
2 課税免除申請書の記載例	4
3 事業所全体の配置図	5
4 対象施設に係る建物の平面図	6
5 投下資本の種類別総額	7

令和7年10月
岩手県総務部税務課

地域経済牽引事業の促進区域における 不動産取得税の課税免除の概要

地域経済牽引事業の促進区域（以下「促進区域」という。）において、県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って一定の施設を設置して地域経済牽引事業の用に供した場合で、次の要件に該当する場合には、申請により不動産取得税の課税免除の適用が受けられます。

※ 地域経済牽引事業とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業のことをいいます。

1 課税免除の要件

- (1) 施設の設置が、県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われたものであること。

※ 地域経済牽引事業計画とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下「法」という。）の定めるところにより事業者が作成するものです。作成したものについては県知事の承認を申請することができます。

- (2) 基本計画の同意の日から令和10年3月31日までに設置した施設であること。

※ 基本計画とは、県及び市町村が共同で作成する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画です。

岩手県では県内全域を対象として基本計画を作成し、平成29年9月29日付けで国の同意を得ています。

- (3) 当該施設の取得価額の合計額が、1億円（農林水産関連業種については、5,000万円）を超えるものであること。

※ 取得価額の判定は、建物及びその附属設備（法人税法施行令第13条第1号）及び構築物（同条第2号）のうち当該施設の用に直接供されるものと、その敷地となる土地の取得価額の合計額によって行います。

なお、農林水産関連業種とは、農林漁業及びその関連業種（製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業並びに卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業及び家具・建具卸売業）をいいます。

2 不動産取得税の課税免除

- (1) 建物の課税免除

課税免除が適用される建物は、基本計画の同意の日以後に取得されたものであり、県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に定める事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）の用に直接供される建物に限られます。

※ 1棟の建物の中に承認地域経済牽引事業の用に直接供されない部分がある場合には、総床面積（廊下や階段など製造業とそうでないものの共用である部分を除く。）に対する製造業の用に直接供されている部分の床面積の割合が2分の1以上である場合に限り、当該建物は課税免除の対象となります。

- (2) 土地の課税免除

課税免除が適用される土地は、基本計画の同意の日以後に取得されたものであり、かつ、その取得した日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記(1)の建物の取得又は建設の着手があった場合における当該土地に限られます。

※ 当該土地の取得に係る不動産取得税については、上記①の建物の水平投影面積に相当する税額を課税免除することになります。

3 提出書類及び提出期限等

(1) 提出書類

- ① 課税免除等申請書
- ② 事業所全体の配置図、対象施設等に係る建物の平面図
- ③ 当該施設に係る岩手県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画、承認通知書及び実施状況報告書の写し
- ④ 主務大臣が交付する承認地域経済牽引事業に係る法第25条の規定による確認書の写し
- ⑤ 投下資本の種類別総額（固定資産台帳等既存の資料で内容が分かるときはその写しで構いません。）
- ⑥ 法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し（別表16が種類ごとの総額で記載されている場合は、設置した個々の資産の取得内容が分かる当該明細書作成の基礎となった固定資産台帳等の写しを添付してください。）
- ⑦ 貸借対照表、損益計算書

(2) 提出期限

この課税免除の申請書類の提出期限は、原則として法人事業税確定申告書の提出期限（提出期限が延長されている場合は、延長された期限）と同じです。

(3) 提出先

課税免除の申請は当該設備の所在地を管轄する広域振興局長に対して行ってください。（なお、提出先が県南広域振興局長、沿岸広域振興局長又は県北広域振興局長となる場合には、管轄区域を分掌する本局、県税センター又は県税室に提出してください。）

【振興局の所在地、管轄区域等】

名 称	所在地（電話）	管 轄 区 域
盛岡広域振興局県税部	盛岡市内丸11-1 (019-629-6532)	盛岡市・八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町
県南広域振興局県税部	奥州市水沢区大手町1-2 (0197-22-2822)	奥州市・金ケ崎町
花巻県税センター	花巻市花城町1-41 (0198-41-5144)	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町
一関県税センター	一関市竹山町7-5 (0191-34-4661)	一関市・平泉町
沿岸広域振興局県税室	釜石市新町6-50 (0193-25-2715)	釜石市・大槌町
宮古県税室	宮古市五月町1-20 (0193-64-2212)	宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村
大船渡県税室	大船渡市猪川町字前田6-1 (0192-27-9917)	大船渡市・陸前高田市・住田町
県北広域振興局県税室	久慈市八日町1-1 (0194-66-9678)	久慈市・洋野町・普代村・野田村
二戸県税室	二戸市石切所字荷渡6-3 (0195-23-9216)	二戸市・軽米町・一戸町・九戸村

4 その他

この課税免除については、上記3（1）の提出書類の内容を調査確認して決定するものですから、不動産取得税が賦課決定された場合には、納付期限までに納付してください。

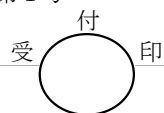
この場合、納付した不動産取得税については、課税免除決定後に免除相当額を還付することとなります。

不動産取得税課税免除等申請書の記載要領

- ① 申請年月日
課税免除申請書を提出する日を記載してください。
- ② 取得者
課税免除を申請する法人の本店所在地、名称、代表者の職氏名及び13桁の法人番号を記載してください。
- ③ 施設の種類
設置した施設の種類を記載してください。
また、当該施設で行う事業の種類も括弧書きで記載してください。
- ④ 施設の名称、所在地
当該施設の名称及び当該施設の所在地を記載してください。
- ⑤ 基本的な計画の同意の日
岩手県の基本計画の同意の日（平成29年9月29日）を記載してください。
- ⑥ 対象施設の用に供した日
添付書類の「対象施設の設置に係る事業の実績」中の供用開始年月日を記載してください。
- ⑦ 対象施設の用に供した家屋を構成する固定資産の取得価額
添付書類の「投下資本の種類別総額」中の取得価額要件の判定欄に計上した取得価額を種類別の合計額で記載してください。
- ⑧ 家屋
課税免除の対象となる建物について個別に記載してください。
「取得価額」欄には、添付書類の「投下資本の種類別総額」中の該当する建物及び建物附属設備の取得価額の合計額を記載してください。
- ⑨ 敷地
課税免除の対象となる土地について記載してください。複数筆の土地を同時に取得した場合は、「〇〇番地外」として、まとめて記載しても構いません。
「取得価額」欄には、添付書類の「投下資本の種類別総額」中の該当する土地の取得価額の合計額を記載してください。

不動産取得税課税免除等申請書の記載例

様式第1号

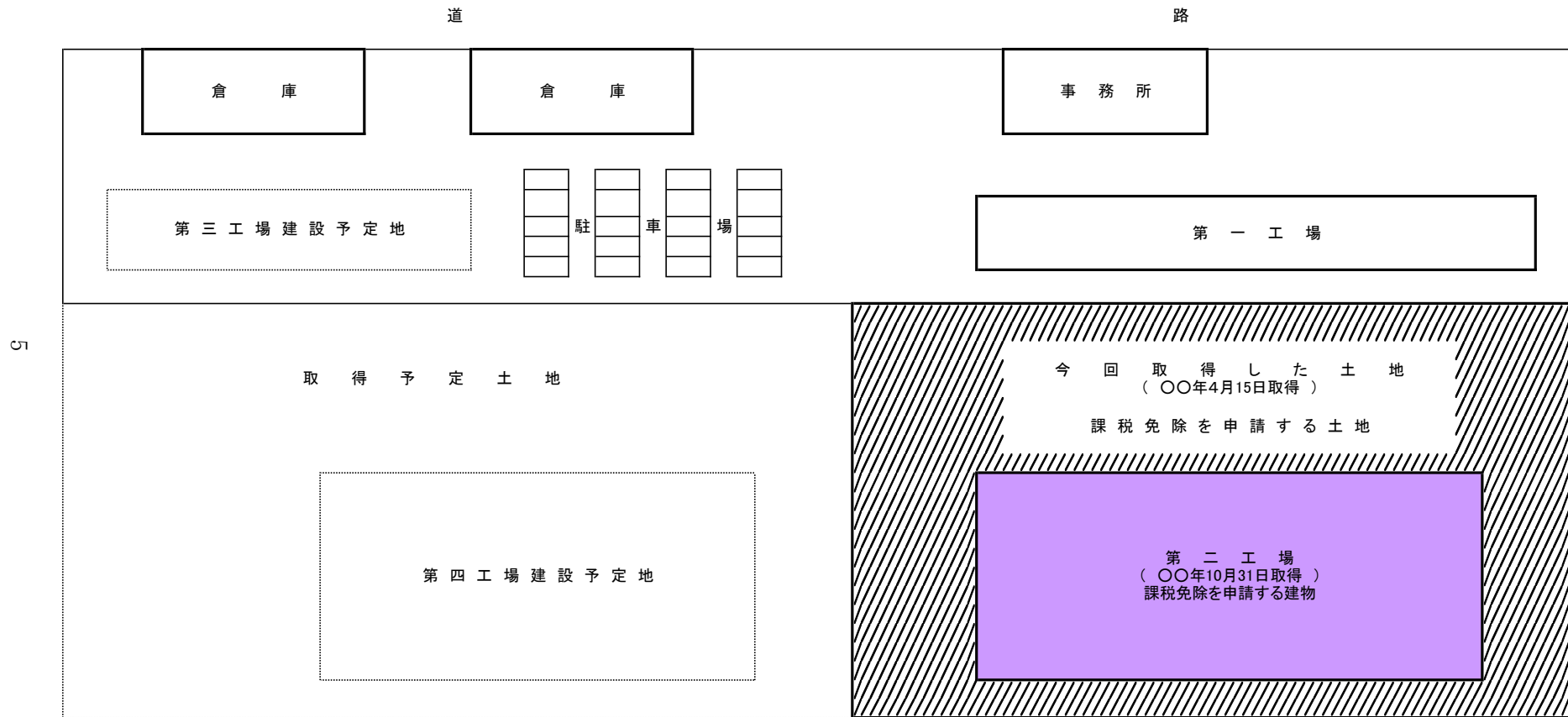


不動産取得税課税免除申請書													
① 令和〇年〇月〇日 〇〇広域振興局長 様	② 申請者	住所（居所）又は所在地	岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地										
		氏名又は法人の名称及び代表者氏名	〇〇電子工業株式会社 代表取締役 〇〇〇〇										
		個人番号又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1
地域経済牽引事業の促進区域における県税の課税免除に関する条例第3条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。													
設置した対象施設	施設の種類		③ 工場（電子部品製造業）										
	施設の名称		④ 〇〇電子工業株式会社 本社第二工場										
	所在地		岩手県〇〇市〇〇町〇〇番地										
	基本的な計画の同意の日		⑤ 平成29年 9月29日										
	対象施設の用に供した日		⑥ 〇〇年〇〇月〇〇日										
	対象施設の用に供した家屋を構成する固定資産の取得価額		種 類		取得価額								
			建物		150,000,000 円								
建物附属設備			30,000,000										
構築物			20,000,000										
		土地		96,000,000									
⑧ 家屋	所 在		種 類		構 造		床面積						
	〇〇市〇〇町〇〇番地		工 場		鉄骨造 平屋建		12,000.00 m ²						
	建設に着手した年月日		取得年月日		取得の原因		取得価額						
	〇〇年5月1日		〇〇年10月31日		新 築		180,000,000 円						
⑨ 敷地	所 在		地 目				地 積						
	〇〇市〇〇町〇〇番地		工場用地				30,000.00 m ²						
	取得年月日		取得の原因				取得価額						
	〇〇年4月15日		売 買				240,000,000 円						

(A4)

事業所全体の配置図

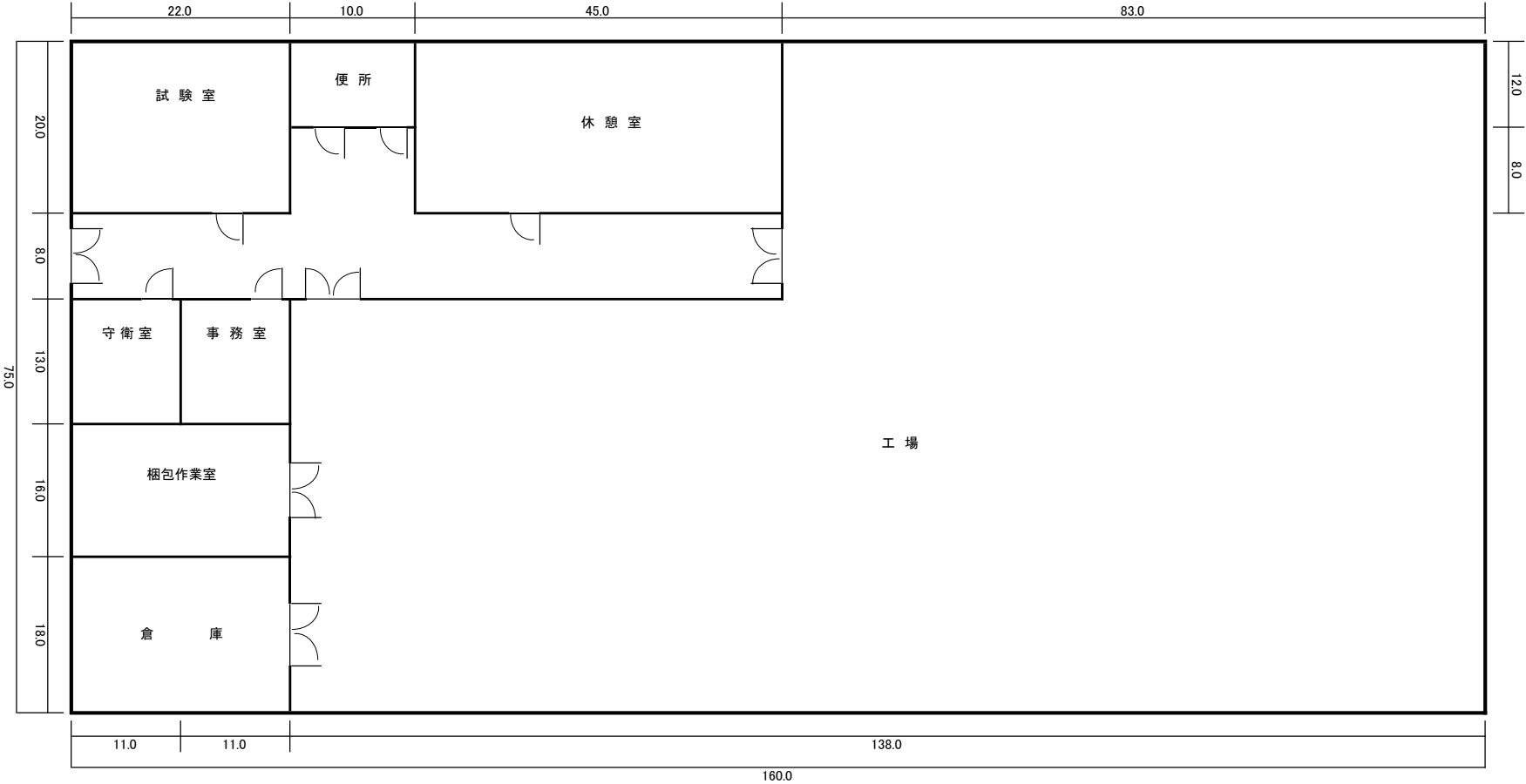
会社名 ○○電子工業株式会社



建築図面（見取図、全体配置図等）の写しの添付で構いません。

対象施設の平面図

会社名（〇〇電子工業株式会社）



床面積	12,000m ²
-----	----------------------

投下資本の種類別総額

種 類	取得年月日	減価償却開始年月日	取得価格	耐用年数	取得価額要件の判定	備 考
(土 地)	〇〇 ・ 4 ・ 15	・ ・	(240,000,000) 円	年	(96,000,000) 円	240,000,000円×12,000㎡／30,000㎡
	・ ・	・ ・				
(建 物)	・ ・	・ ・	(150,000,000)		(150,000,000)	
工 場	〇〇 ・ 10 ・ 31	〇〇 ・ 11 ・ 1	150,000,000	31	150,000,000	鉄骨造(鉄骨材の肉厚4mm超)
	・ ・	・ ・				
(建物附属設備)	・ ・	・ ・	(30,000,000)		(30,000,000)	
電 気 設 備	〇〇 ・ 10 ・ 31	〇〇 ・ 11 ・ 1	6,000,000	15	6,000,000	
給排水設備	〇〇 ・ 10 ・ 31	〇〇 ・ 11 ・ 1	10,000,000	15	10,000,000	
空 調 設 備	〇〇 ・ 10 ・ 31	〇〇 ・ 11 ・ 1	14,000,000	15	14,000,000	
	・ ・	・ ・				
(構 築 物)	・ ・	・ ・	(22,200,000)		(20,000,000)	
場内基礎工事	〇〇 ・ 10 ・ 31	〇〇 ・ 11 ・ 1	20,000,000	15	20,000,000	
舗装工事	〇〇 ・ 10 ・ 31	〇〇 ・ 11 ・ 1	1,500,000	10		
庭 園	〇〇 ・ 10 ・ 31	〇〇 ・ 11 ・ 1	700,000	20		
	・ ・	・ ・				
	・ ・	・ ・				
	・ ・	・ ・				
	・ ・	・ ・				
	・ ・	・ ・				
計	・ ・	・ ・	442,200,000		296,000,000	

※ 1 法人税申告書別表16(1)、(2)又はその作成の基礎となった固定資産台帳等の内容と、一致していること。
2 土地については面積按分により取得価額を計算し、備考欄にその按分計算した内容を記載すること。
3 固定資産台帳等既存の資料で内容がわかるときは、その写しで構わないこと。